○東北地方整備局告示第八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年四月十七日　東北地方整備局長　小池　剛

一　施行者の名称　宮城県

二　都市計画事業の種類及び名称　石巻広域都市計画道路事業三・四・百十三号矢本大曲線

三　事業施行期間　自平成二十六年四月十七日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　宮城県東松島市矢本字中田、字新沼、字南浦、字蜂谷浦及び字関の内並びに大曲字新田及び字横沼地内

使用の部分　なし

○東北地方整備局告示第八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年四月十七日　東北地方整備局長　小池　剛

一　施行者の名称　宮城県

二　都市計画事業の種類及び名称　石巻広域都市計画道路事業三・四・七号大街道石巻港線

三　事業施行期間　自平成二十六年四月十七日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　宮城県石巻市中央一丁目、日和が丘一丁目、門脇町一丁目、門脇町二丁目及び門脇町三丁目地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、都市計画道路事業の施行について次のとおり告示する。

平成二十六年四月十七日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業　都市高速道路外郭環状線

二　施行者の名称　国土交通大臣、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社

三　事務所の所在地

東京都世田谷区用賀四丁目五番一六号ＴＥビル七階（関東地方整備局東京外かく環状国道事務所）

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目一四番五号吉祥寺本町ビル四階（東日本高速道路株式会社関東支社東京外環工事事務所）

東京都目黒区大橋一丁目五番一号クロスエアタワー七階（中日本高速道路株式会社東京支社東京工事事務所）

四　事業地の所在

収用の部分　東京都世田谷区宇奈根三丁目並びに大蔵五丁目及び六丁目並びに喜多見三丁目、五丁目、六丁目及び七丁目並びに給田五丁目並びに北烏山五丁目、七丁目、八丁目及び九丁目並びに同都調布市緑ケ丘一丁目並びに同都三鷹市新川一丁目、二丁目及び四丁目並びに北野一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目並びに牟礼二丁目並びに同都練馬区関町南一丁目並びに上石神井南町並びに石神井町八丁目並びに三原台三丁目並びに東大泉二丁目並びに大泉町二丁目、四丁目、五丁目及び六丁目地内

使用の部分　東京都世田谷区喜多見六丁目、七丁目、八丁目及び九丁目並びに成城三丁目及び四丁目並びに北烏山五丁目及び七丁目並びに同都狛江市東野川三丁目及び四丁目並びに同都調布市入間町二丁目並びに東つつじケ丘一丁目、二丁目及び三丁目並びに若葉町一丁目並びに仙川町二丁目並びに緑ケ丘一丁目並びに同都三鷹市中原一丁目並びに新川一丁目並びに北野一丁目及び二丁目並びに牟礼一丁目及び二丁目並びに井の頭一丁目及び二丁目並びに同都杉並区久我山四丁目並びに西荻北四丁目並びに善福寺一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目並びに同都武蔵野市吉祥寺南町三丁目、四丁目及び五丁目並びに吉祥寺東町四丁目並びに同都練馬区関町南一丁目及び二丁目並びに上石神井南町並びに上石神井一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目並びに石神井台一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目並びに石神井町七丁目及び八丁目並びに東大泉一丁目、二丁目及び五丁目地内

○関東地方整備局告示第二百二十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月十七日　関東地方整備局長　深澤　淳志

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
上田市上塩尻字横堰一七〇番三から千曲市大字粟佐字子新田三二一番一まで	前 A	九・〇〇～一〇・〇〇	一八・二三五キロメートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 B	二三・五〇～二六・〇〇	四・八七三	
	前 C	二八・〇〇～一三四・〇〇	二・一七	
	前 D	〇・〇〇～九六・五〇	〇	
	後 A	九・〇〇～一〇・〇〇	一八・二三五	
	後 B	二三・五〇～二六・〇〇	四・八七三	
	後 C	二八・〇〇～六八・〇〇	二・一七	
	後 D	〇・〇〇～九六・五〇	〇	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月十七日　関東地方整備局長　深澤　淳志

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
日野市多摩平四丁目一一番三地内	前	二二・〇〇～二七・〇〇	〇・〇〇六キロメートル
	後	二二・〇〇～二七・〇〇	〇・〇〇六

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○関東地方整備局告示第二百二十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月十七日　関東地方整備局長　深澤　淳志

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
前橋市二之宮町一三二七番一地先から同市二之宮町二六九番一まで	前	九・二〇～一〇・九〇	一六・九〇〇メートル
	後	九・二〇～一〇・九〇	〇・八七九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所